

○豊中市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第5号。以下「条例」という。）並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（昭和47年規則第35号。以下「規則」という。）の規定に基づく、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）に対する不利益処分（以下「行政処分」という。）等の基準及び手続きを定めることにより、行政処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

（行政処分の種類）

第2条 行政処分は、行政指導では法及び条例の目的を達成することができない場合に行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改善命令は、法第19条の3に基づき、処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行う処理業者に対し、その方法の変更やその他必要な改善を命ずることをいう。
- (2) 措置命令は、法第19条の4に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合で、処理業者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命ずることをいう。
- (3) 営業の停止命令は、法第7条の3及び規則第7条に基づき、処理業者に対し、期間を定めて全部又は一部の事業の停止を命ずることをいう。
- (4) 許可の取消しは、法第7条の4及び規則第7条の2に基づき、処理業者に対し、許可を取り消すことをいう。

（改善命令）

第3条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では、保管、収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。
- (2) 早急に保管、収集、運搬及び処分の方法の改善を必要とするとき。

（措置命令）

第4条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて行うことができる。

- (1) 行政指導では、支障の除去等の措置が講じられないとき。
- (2) 早急に支障の除去等の措置を講ずることが必要なとき。

（営業の停止命令）

第5条 営業の停止命令は、別表第1又は別表第2に掲げる事項のいずれかに該当する場合に行うことができる。

（営業の停止期間）

第6条 営業の停止期間は、別表第1又は別表第2のとおりとする。

（営業の停止期間の軽減）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を軽減することができる。この場合の軽減日数は、前条の期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講じる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。

（営業の停止期間の加重）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、営業の停止期間を加重することができる。この場合の加重日数は、第6条の期間の2分の1を限度とする。

- (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。

(2) 営業の停止命令を受けた日から5年以内に再び法若しくは法に基づく処分又は規則若しくは規則に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(許可の取消し)

第9条 許可の取消しは、別表第3に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。この場合において、当該業者が複数の業の許可を持つ場合は、そのすべての許可を処分対象とすることができる。

(複数違反の場合の取扱い)

第10条 違反が二つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分する。

(第三者に対する違反行為の実行要求に係る行政処分)

第11条 第5条及び第9条の規定は、処理業者が第三者に対して違反行為の実行を要求若しくは依頼又は教唆若しくは幫助したときも、これを適用する。

(聴聞)

第12条 許可の取消しを行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、聴聞を行わなければならない。ただし、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項及び豊中市行政手続条例(平成9年条例第6号)第13条第2項の規定により聴聞を要しない場合を除く。

(弁明の機会の付与)

第13条 営業の停止命令を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者について、弁明の機会を付与しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 生活環境保全上の支障が生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。
- (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。
- (3) 生活環境保全上の支障が生じており、その支障が広範囲に及ぶため、影響を受ける者が多数に及ぶとき。

(口頭による弁明の聴取)

第14条 弁明を口頭ですることを認めたときは、職員は弁明を録取しなければならない。

2 口頭による弁明の聴取は、環境部資源循環長が主宰する。

(行政処分の実施)

第15条 行政処分の実施に当たっては、豊中市行政手続条例によることとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）

規則第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定に基づく営業の停止表

	処分理由	根拠条文	関係条文	市規則条文	日数
1	公共の場等の清潔の保持違反をしたとき	法第 7 条の 3 第 1 号	法第 5 条 第 1 項 第 3 項 第 4 項	規則第 7 条 第 1 項 第 1 号	3 0
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行ったとき		法第 7 条 第 1 項 第 6 項		3 0
3	業の許可の規定による許可申請で、虚偽の申請をしたとき		法第 7 条 第 1 2 項		3 0
4	条例で定める収集及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けたとき		法第 7 条 第 1 3 項		1 0
5	法施行令に定める処理基準違反をしたとき		法第 7 条 第 1 4 項		2 0
6	再委託禁止違反をしたとき		法第 7 条 第 1 5 項 第 1 6 項		3 0
7	帳簿を備えず、又は法施行規則で定めた指定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存せず、又は虚偽の記載をしたとき		法 7 条の 2 第 3 項		3 0
8	事業の廃止、若しくは諸事業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき		法 7 条の 2 第 1 項		3 0
9	業の変更許可の規定による申請で、虚偽の申請をしたとき		法第 7 条の 5		3 0
10	無許可で事業の範囲を変更したとき		法第 1 6 条		3 0
11	名義貸し禁止違反をしたとき		法第 1 6 条の 2		3 0
12	投棄禁止違反をしたとき		法第 1 8 条		3 0
13	焼却禁止違反をしたとき		法第 1 9 条 第 1 項		3 0
14	報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき		法 1 9 条の 3		3 0
15	検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき		法 1 9 条の 4 第 1 項		3 0
16	改善命令違反をしたとき				
17	措置命令違反をしたとき				
18	事業の用に供する施設又は能力が法施行規則に定める基準に適合しなくなったとき	法第 7 条の 3 第 2 号	法第 7 条 第 5 項 第 3 号	規則第 7 条 第 1 項 第 2 号 第 3 号	改善に 要する 期 間
19	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反したとき	法第 7 条の 3 第 3 号	法第 7 条 第 1 1 項	規則第 7 条 第 1 項 第 4 号	3 0
20	規則第 2 条第 2 項の条件が欠けたとき			規則第 7 条 第 1 項第 3 号	3 〃 3 0
21	上記以外で法若しくは法に基づく処分に違反する行為をし、特に営業の停止命令が必要と認められたとき	法第 7 条の 3 第 1 号		規則第 7 条 第 1 項 第 1 号	3 〃 3 0

別表第 2（第 5 条，第 6 条関係）

(1) 規則第 7 条第 1 項第 5 号に基づく営業の停止表

処分理由	日数
豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）のごみ処理施設への廃棄物の搬入停止を命じられた後も，なお，クリーンランドのごみ処理施設使用に関する条例施行規則（平成 4 年組合規則第 3 号）第 5 条に規定する基準に従わないとき	1 0

(2) 規則第 7 条第 1 項第 6 号に基づく営業の停止表

区分	処分理由	日数
1	処理業者の従業員が，法第 3 2 条第 1 号に掲げる違反行為をし，罰金刑に処せられたとき	3 0
2	処理業者の従業員が，法第 3 2 条第 2 号に掲げる違反行為をし，罰金刑に処せられたとき	3 ～ 1 5
3	処理業者の従業員が禁固以上の刑に処せられたとき	3 ～ 1 5

別表第3（第9条関係） 許可の取消し表

	処分理由	根拠条文	関係条文	市規則条文
1	法に定める欠格事由に該当したとき	法第7条の4 第1項第1号	法第7条 第5項第4号	規則第7条の2 第1項第1号
2	事業の用に供する施設又は能力が、法の基準に適合しなくなったときで、情状が特に重いとき	法第7条の4 第2項	法第7条 第5項 第3号	規則第7条の2 第1項第2号、 第2項第1号
3	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業として行い、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第7条 第1項、第6項	規則第7条の2 第1項第2号
4	法に違反して一般廃棄物の処理を他人に委託し、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第7条 第14項	規則第7条の2 第1項第2号
5	無許可で事業の範囲を変更し、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第7条の2 第1項	規則第7条の2 第1項第2号
6	事業停止命令に違反する行為を行ったとき	法第7条の4 第1項第2号	法第7条の3	規則第7条の2 第1項第2号
7	名義貸し禁止違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第7条の5	規則第7条の2 第1項第2号
8	投棄禁止違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第16条	規則第7条の2 第1項第2号
9	焼却行為禁止違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第16条の2	規則第7条の2 第1項第2号
10	改善命令違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第19条の3	規則第7条の2 第1項第2号
11	措置命令違反をし、情状が特に重いとき	法第7条の4 第1項第2号	法第19条の4 第1項	規則第7条の2 第1項第2号
12	不正手段により許可を受けたとき	法第7条の4 第1項第3号	法第7条 第1項、第6項	規則第7条の2 第1項第2号
13	不正手段により変更の許可を受けたとき	法第7条の4 第1項第3号	法第7条の2 第1項	規則第7条の2 第1項第2号
14	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可に付した条件に違反し、情状が特に重いとき	法第7条の4 第2項	法第7条 第11項	規則第7条の2 第2項第1号
15	一般廃棄物の処理計画に変更等により許可を取り消す必要が生じたとき		法第7条第5項	規則第7条の2 第2項第2号
16	規則第7条第1項第3号又は第5号に該当した場合で、情状が特に重いとき			規則第7条の2 第2項第1号
17	上記以外で法又は法に基づく処分に違反し、情状が特に重いとき			規則第7条の2 第1項第1号